

## 福祉厚生常任委員会記録【未校正】

- 招集日時 令和6年 6月12日(水) 午前10時00分
- 招集場所 議事堂大会議室
- 出席委員
- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 久保田真澄 |
| 副委員長 | 杉山尊宣  |
| 委員   | 古谷貴子  |
| 〃    | 根岸裕美子 |
| 〃    | 岩澤信   |
| 〃    | 金澤克仁  |
| 〃    | 山野井隆  |
| 〃    | 遠山智恵子 |
- 欠席委員 なし
- 出席説明員
- |           |       |
|-----------|-------|
| 総務部長      | 吉田文彦  |
| 財政部長      | 田中英樹  |
| 福祉部長      | 鈴木文江  |
| 健康増進部長    | 彦坂哲   |
| 福祉部次長     | 下田浩   |
| 福祉部次長     | 佐藤睦子  |
| 健康増進部次長   | 助川直美  |
| 総務課長      | 松崎剛   |
| 財政課長      | 谷池公治  |
| 高齢福祉課長    | 秋山和也  |
| 障害福祉課長    | 鈴木哲也  |
| 子育て支援課長   | 三浦雄司  |
| 国保年金課長    | 関口勝己  |
| 社会福祉課副参事  | 根本真人  |
| 高齢福祉課副参事  | 井橋久美子 |
| 保健センター副参事 | 柳和恵   |
| 財政課長補佐    | 鈴木健太  |
| 社会福祉課長補佐  | 根本清美  |

高 齢 福 祉 課 長 補 佐	木 村 充 之
障 害 福 祉 課 長 補 佐	石 橋 陽 一
子 育 て 支 援 課 長 補 佐	飯 塚 千 絵 子
国 保 年 金 課 長 補 佐	倉 持 哲 也
議 会 事 務 局 長	前 野 拓
議 会 事 務 局 主 事	柴 哲 次 郎
議 会 事 務 局 主 事	岩 井 彰 吾

○職務のため  
出席した者

○付託事件

議案第40号 取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第41号 取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第42号 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第44号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第54号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）  
（所管事項）

○調査事件

所管事務調査（令和6年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、当委員会の任期中における重点調査テーマ「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」について、その他）

○審査の経過

午前10時00分開議

○久保田委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから福祉厚生常任委員会を開会します。

本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信いたします。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドボックスに登載したとおりです。委員各位に申し上げます。各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めていくことが、議会運営委員会において決定していますので、ご理解願います。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らします。御承知おき願います。また発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願い申し上げます。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うよう、あらかじめ申し上げます。

それでは、議案第40号から議案第42号までを一括議題といたします。本件につきましては、5月31日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第40号から議案第42号までについて説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第40号から議案第42号までについては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 おはようございます。根岸です。よろしくお願ひいたします。議案第40号、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。本市の現在の地域包括支援センターの配置状況をお伺いします。

〔「カウンターで聞ける話だ、そういうのはなしだよ」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長が宣告しているんだよ、そういうこと」と呼ぶ者あり〕

〔「共通認識を持つ意味で、報告お願いします」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。御質疑にお答えいたします。市内には5か所の地域包括支援センターがございます。5か所を申し上げます。第1圏域、地域包括支援センター、事業所人数——今回採用されます常勤換算方法を用いまして5.5人、第2圏域4.75人、第3圏域5人、第4圏域3人、第5圏域4人となっております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 現状——その換算で、人員配置ができていう理解でよろしいですね。——そうしますと、今後の見通しはどうでしょうか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。今回、国のほうが求めております3職種1名ずつという基準については、5か所の支援センター全てが満たしているということで報告させていただきます。また、6,000人を超える部分に関しましても、随時、その増加の状況を見まして、市のほうで配置を増やせるような予算措置をしているところでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 遠山です。ただいまの40号については、今、根岸委員のほうからありましたので、共通した質疑かなと思います。ですから今回人員が——なかなか人材が集まらない、人材確保のために今回の条例改正案というふうに私は理解しているんですけども。当市の場合は、その心配はなく、配置はされてきているということでいいんですもんね。

今の根岸委員とのやり取りの中で、そのように理解をしました。

続いて41号です、こども発達センター。身近なところで活用できる、利用できるという今回の一元化というのは、一定理解はできるんですけども、障がいですとか、発達上ちょっと不安——問題がある、抱えているというところでは、早期発見・早期治療——あえて支援・指導も含まれているというふうに、早期に対処することが含まれているというふうに私は理解しているんですけども。そういう意味では、一元化というのは、果たして幼少期の発達上どうなのか、有効なのかどうかという心配はあります。ただ今回、取手市でのこども発達センターという議案というふうに私は理解をして、賛否、採決を判断していきたいと思うんです。そういう意味で、この間の利用状況、できれば推移状況、その辺をまず説明をお願いします。

○久保田委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 障害福祉課、鈴木でございます。お答えいたします。利用者数の推移でございます。延べ人数で答えさせていただきます。令和3年度9,056名、令和4年度7,841名、令和5年度5,270名でございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 延べ数ということでは、なかなか理解しがたいんですけども、増えている——利用は増えているというふうな理解をしています。その中で医療ケアが必要な子——今回、国のほうで児童福祉法の改定というところがあるわけなんですけれども、取手市の場合は、そういった福祉的、医療的というのは、また別だというふうには説明では伺っているんですけども、実際、身体に障がいがあるとか、その辺のいろいろな障がいのあるお子さんも受け入れているという理解でいいんですか、その辺ちょっと。

○久保田委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 お答えいたします。今、障がいのあるというところなんですけれども、今実際、肢体のほうで少し訓練が必要な児童につきましては、受入れ可能なところもございます。以上です。

○遠山委員 次に職員の職種。そういう意味ではいろんなお子さんを預かっているというところなので、職種など配置状況を伺います。

○久保田委員長 鈴木課長。

○鈴木障害福祉課長 お答えいたします。職員は全員——全員というか、職員全員で37名でございます。正規職員8名、非正規が29名で行っています。職種なんですけれども、保育士、相談員だとか公認心理士だとか作業療法士、心理指導員、あとは非常勤の中で作業療法士だとか音楽療法士などを採用しております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろと市外から視察にみえたというところは——ちょっと私つながってたんで、それだけのやっていただいているということで認識させていただきます。

続いて最後、42号なんですけれども、あくまでも家庭的保育事業等のというところなんですけど、施設、これ限定ということなんですけど、それとも——説明の際の6ページ最後の部分で、市ではその施設——事業所は1施設のみということなんですけれども、これを機

会に民間保育園、そこも人員というか基準——配置基準でいくという理解でよろしいですか、まず確認させていただきたいと思います。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 子育て支援課、三浦でございます。民間保育園に関しましては、こちらの今回改正する取手市家庭的保育事業の条例のほうの適用には該当しておりませんで、県のほうの条例のほうになりますので、通常の民間の保育園ということであれば、そちらのほう、今回、多分6月の県のほうの議会で上程されていると思いますので、そちらの条例のほうが適用になってきます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 民間の場合、あくまでも許認可は県にあるということで、条例は——県の条例に準ずるというか……

〔柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 従うということなんでしょうけれども、実際、取手市には多数あるわけですから、そこも配置基準が変わるという理解でよろしいのかということなんですが、どうですか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。今回、県のほうの配置基準の改定の概要につきましては、3歳児の職員配置基準と4歳児以上の職員配置基準となっておりますので、今回ゼロ・1・2、そちらは対象外になっておりますので——ですので、そのゼロ・1・2というのは関係はしてこないところでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 例えば3歳児は、国の基準でこれまで20対1だったものが、今度改定によって15人——子ども15人に対して保育士1人という、そういう基準に変わるんですよね。それは当市の民間保育園も——公立はもう既にやっていますけれど、民間保育園も同じだという、そういうことでよろしいんですよね。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。民間保育園に関しましては、3歳児以上に関しましては15対1ということで。ただ、経過措置を設けておりますので、従前の基準によって運営するということが妨げないということは聞いております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 一定、柔軟的に対応できるようにはしていくということで、国も言っていますよね。ただ、保育士が集まるかどうかという不安が、ちょっと報道でもされているんですよね。本当は増やしてほしいんですけども、実際のところどうなんだろうという、その辺は市のほうで、今年——今年度かけて検討していく、前向きなということで……

〔柴議会事務局主事ベルを2回鳴らす〕

○遠山委員 (続) 請願を受けてあるんですけど、その点だけ。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。今年度、少し検討していきたいと思っております。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第40号から議案第42号までの質疑を打ち切ります。

次に、議案第44号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。本件につきましては、5月31日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第44号について説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第44号については説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願ひいたします。石井議員の一般質問の内容とちょっとかぶるんですけれども、市民が知っておくべき重要な情報だと思いますので、再度お伺ひいたします。現在、取手市民のマイナンバーカードにおける健康保険証のひもづけ状況をお伺ひします。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。ただいまの御質疑に答弁させていただきます。マイナンバーカードの保険証のひもづけ状況なんですが、国民健康保険と後期高齢者医療制度ありますので、それぞれお答えさせていただきます。初めに国民健康保険につきましては、被保険者数2万1,456人、うちマイナ保険証登録者数1万2,267人、取得率57.2%でございます。続きまして後期高齢者医療制度、被保険者数2万1,725人、マイナ保険証登録者数1万2,420人、取得率57.2%です。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 そうしますと、令和6年12月2日から健康保険証なくなります。その後、手元に保険証がなくなってしまった場合の対応をお伺ひします。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 ただいまの御質疑に答弁させていただきます。委員からお話あったとおり、令和6年12月2日に、今現在、紙の保険証が廃止となることから、令和6年12月2日以降については、新しい紙の保険証の発行はできなくなります。したがって、今回7月に発送いたします紙の保険証の有効期限が、令和7年7月31日まで有効になりますので、その期間については、今回お配りする保険証を引き続きご使用可能になります。その後、令和7年7月31日で有効期限切れしますので、その時点でマイナンバーカード保険証が手元にない方につきましては、有効期限を迎える前に、資格確認書という保険証に代わるものを申請によらずお送りさせていただきますので、そちらを医療機関の窓口にお伺ひいただければ、従来の保険証と同じく保険診療のほうを受けられるような措置を講じ

てまいりたいと考えています。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 その資格確認書の有効期限というのはあるのでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。基本的に5年以内に保険者が設定できるという決まりにはなっているんですが、国民健康保険、後期高齢者医療制度につきましては、保険証によって負担割合——要は前年度の所得によって、1割該当、2割該当、3割該当という形で決まってまいりますので、1年ごとの更新とさせていただきたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 資格確認書の有効期限が1年ということなので、今回、令和7年度の7月31日以前の場合はプッシュ型で、持っていらっしやらない方には全部送るというお話だったんですけども、その後、資格確認書が有効期限1年で切れます、その後というのは、今現在、決まっているのでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。考え方につきましては同じような考え方でございまして、御手元にマイナ保険証がない方につきましては、同じようにプッシュ型で、資格者証のほうは有効期限を切れる前に、引き続きお送りしたいと思っております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 遠山です。先ほど根岸委員から、マイナンバーカード取得率、人数と併せて報告・説明いただいたんですが、実際カードを使っている人数ってわかりますか、利用率と併せて。マイナンバーカードは持ってるけれども……。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 国保年金課、関口です。ただいまの御質疑に答弁させていただきます。取手市の利用率ということでございますが、全体を合わせまして、取手市については7.43%、県の平均が6.89%になりますので、県の平均よりは若干上回っているというような状況でございます。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。ついこの間、今年2月に後期高齢の連合会のほうにヒアリング行ったときには、まだまだ2%に至らないという報告だったんですけども、それから少し増えている状況という、そういう理解でよろしいでしょうか。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。後期高齢のほうも、保険証にマイナンバーカードの周知に関するようなものを同封したり、あと窓口でもそのようなチラシを配布して御案内——利用促進の御案内をさせていただいているので、その分パーセンテージが上がってきたのかなと考えております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 その際、医療機関での窓口でのトラブルというか、何せ後期高齢の方ですからね。ちょっとそういったケースというのは、聞いていましたらば、ちょっと報告をお願いします。

○久保田委員長 関口課長。

○関口国保年金課長 お答えさせていただきます。詳細な個別個別の事案というものは、市町村のほうで把握はしていないんですが、全体的に、例えばマイナンバーカードがカードリーダーで読み取れないというような状況が、機械的な問題によってあるかと思うんですが、その場合はマイナ保険証と、あとマイナポータルのほうで資格を確認することができたり、あとは窓口で申請書を書いていただくと、保険証も持ってません、マイナ保険証もないということであれば、そちらの申請書を書いていただければ、医療機関のほうでお客様の申請に基づいて、例えば2割負担であったり1割だと言っていたら、その医療は受けられるような形になっているので、トラブルと言いますか、医療を受けられないという方は基本的にはいらっしゃらないと思います。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第44号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）（所管事項）を議題といたします。本件につきましては、5月31日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について説明を省略することに、賛成の委員は举手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、本件については説明を省略することに決定しました。委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、金澤委員、古谷委員、根岸委員、遠山委員の4人からありました。

まず、金澤委員。

○金澤委員 金澤です。よろしくお願いたします。議案書12ページ、民間保育園運営に要する経費、6万3,000円ということです。これは保育所運営法人選定委員の謝礼ということでございますが、全協でも鈴木部長から、公募事業者による取手駅前民間保育園整備計画案について御説明がありました。これのための予算という認識でございますが、その予算計上に至った経緯について、詳細にお願いします。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 子育て支援課、三浦でございます。金澤委員の御質疑に答弁いたします。市では子ども・子育て支援事業計画、こちらを作成しまして、保育の需要となる量の見込みと確保方策を策定しまして運用しておりますが、令和2年から6年までの、こちら第2期計画内において、出生率、そちらのほうが増加しているにもかかわらず、共働き世帯が増加するなど、当初の見込みよりも保育施設への申込みが多くございました。そ

のため、令和5年の12月には、定員に対しておよそ96%の入所率となっております。また、令和5年の12月に閣議決定されたこども未来戦略において、こども誰でも通園制度が創設されることが示され、その際には新たな受け皿も必要ではないかと考えられたことから、新たに保育施設の必要性が出てきたところでございます。そのほかにも、昨年度実施したアンケートにおきまして、取手駅前保育施設を望む声や、通勤途中に預けられる保育施設の要望が多かったこと、車を持たない世帯が増加していること、A街区の整備を前に取手駅前の保育施設の充実を図ることで、駅前のマンション入居者に子育て世帯などの若年層の呼び込みにつなげていくことなど様々な理由から、今回、取手駅前保育施設整備計画を考えたところでございます。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 子ども・子育て支援事業計画の2期目の中ということで了解をいたしました。それと今回、保育所の整備計画ということで——保育園の整備計画ということですが、取手市には今、第4次ですね——令和2年から始まっている保育所整備計画があると思いません。この全協の中の説明でも、第4次の期間において検討を行いという文言がございますが、この第4次保育所整備計画のどの部分を用いて、この計画の検討に入ったのかをお願いいたします。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えいたします。保育所整備計画、こちらにつきましては、市民のニーズを踏まえて充実した保育ができるよう計画的に整備を進めるもので、現在、委員おっしゃられたとおり第4次保育所整備計画、こちら運用中なんですけれども、こちらの中で公立、民間とそれぞれの役割を明確化しております。このうち民間施設につきましては、定員確保の中心的な役割、そういったところを担うものとしていただいております。そのため、今回の保育園整備計画につきましては、多様化した利用者のニーズ、それに合わせた柔軟なサービスの拡充を民間事業者に担っていただきまして、整備を進めてまいりたいと考えております。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 我々も全協で初めて、この駅前に保育園を整備する計画というのを伺いまして、少し驚いたところもあったんですけども、今の整備計画の中で、私が読み解くと待機児童の解消というところで、保育需要の見込みと確保の方策というところで、この全協であった計画の中の保育需要に適切に対応できるよう定員確保に努めていきますということに続くのかなというところで理解をいたしました。当然この令和2年からの計画期間ですので、そのときには、この国のこども誰でも通園制度ももちろん想定できませんし、この駅前のマンションというのなかなかここまで具体的になってないし、アンケートというところもなかったと思いますので、ここの部分に関してはよく理解をできました。

続いて、2番目に行きます。これも全協の中で部長のほうから、児童福祉審議会の中でもおおむね御理解をいただいているというところでございますが、具体的にこの審議会の中でどういった議論があったのか、お尋ねをいたします。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。これまで児童福祉審議会、2回ほど開催しております。まず1回目が令和6年3月27日、それで2回目が令和6年5月29日に開催しております。それで1回目につきましては、第4次及び第5次保育所整備計画における新保育所設置についての検討を議題として、2回目が公募事業者による取手駅前民間保育園整備計画についてを審議をしていただいております。その中でこういった御意見がというのは、公園や子育て支援センターを併せて計画するのかなという御質疑とか、保育士不足についてはどのように考えているのかな、そういったお話がございました。保育士不足に関しては、市としても重要なことと考えておまして、そのときの回答としましては、国や県による公平公正な処遇改善が必要であると考えているので、今後も要望を進めつつ市の補助金の見直し等を検討していくと答弁しております。以上です。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 この児童福祉審議会は、市内の私立の経営者の先生方も当然含まれてると思います。我々——この福祉の常任委員会でもそうですし議会でもそうですけれども、保育士や幼稚園教諭の処遇改善、また保育士不足の保育士の確保という点でも、様々な形で議論を重ねたり意見交換をしまいいりました。この福祉審議会でも、やっぱり保育士不足について心配の声が上がったということですけども、新たに民間の保育園を1つ整備するとなると、この御心配はごもっともだと思えるんですけども、今、三浦課長が答弁された国や県に処遇改善を求める、市の補助金の見直しというところで私が一番心配しているのは、新たに参入してくるこの民間の保育園とこの保育士さんの——言葉が適切かどうか分からない——奪い合いというか、そういったものを心配しているんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。保育士の確保、そちらについてでございますけども、今回は、その事業を請け負った運営事業者によって、市外にある既存の保育施設等から保育士を人事異動等により勤務していただきたいと考えております。これをまず1つとして、またそのほかに、魅力ある保育施設が運営されることで、現在、保育士資格を持っていても保育業務に就いていない、いわゆる潜在的保育士の掘り起こし、そちらのほうをして、取手市の保育人材が増加するところ、そこを期待しているところでございます。また、取手駅前の保育施設ということで、常磐線あと常総線、そちらから通勤が可能ですので、その利便性から保育人材の市内・市外からの流入があるんじゃないかと思っております。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 確かに市内の保育士さんですと、なかなか難しいところがあると思いますので、今答弁いただいたように、その運営事業者さんが市外の方を連れてこられるか、もしくはその常総線沿線の、県の西側のほうからの人材をとるところで本当に期待をすることでございます。最後に、今後の見通しというところでございますが、この整備計画案の中に、相談——事業者に特定することなく、広く募集をかけていきたいというところでございますが、駅前の保育園ということで……

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○金澤委員 (続) いろんな意味で大変なところもあると思うんですけども、今後の見通しについて、お尋ねをいたします。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。まず今後の見通しとしまして、多分、委員心配されてるのは、手を挙げてくれる事業所が本当にあるのかという御心配なのかなとは思いますが。先ほどもお話ししましたとおり、児童福祉審議会、昨年度から実施しております——開催しております、そちら原則、公開ですので、その情報を聞きつけた事業者様、お問合せを複数いただいております。実際、本当に公募してみないと分からないところではございますけども、多分、複数お申し出いただける事業所はあるのではないかと考えております。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 大変重要な政策で、子どもの保育の確保そして質の確保という観点から、しっかりとこども政策を進めていただきたいと思います。以上で終わります。

○久保田委員長 次に、古谷委員。

○古谷委員 古谷です。よろしくお願いたします。私のほうからは、議案書13ページの新型コロナワクチン接種に関する経費について御質疑いたします。まず1つ目なんですけれども、令和6年度から新型コロナワクチンが定期予防接種となり、今年度から開始されるということになりました。65歳以上 **2万5,062名？ 2万5,042名？**、60歳から64歳の20名が想定されております。この方たちへの接種予定者の皆様への通知、またはお知らせ等の予定はございますでしょうか。

○久保田委員長 柳副参事。

○柳保健センター副参事 保健センターの柳です。古谷委員の質疑にお答えいたします。令和5年度まで実施してきました特例臨時接種の際には、接種券や予診票、案内、チラシというものを個別通知してまいりました。今年度開始します秋冬の新型コロナウイルスワクチンにおいては、接種法の区分が定期のB類ということの区分になっております。このB類の接種については、市町村からの積極的な接種勧奨の必要がないということで国の定めがありますので、個別通知をする予定はございません。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 そうしましたら、強制ではないと言いますか、任意で接種をするということですか。

○久保田委員長 柳副参事。

○柳保健センター副参事 柳です。お答えいたします。接種に関しましては、特例のときには努力義務というものがございましたけれども、その努力義務に関してもなくなりますので、御自身の重症化予防のために、御自身の任意で受けていただくということになります。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 そうしましたら、そのワクチン接種が始まりますという通知といたしますか、

そういうことはホームページとか、それから広報などで周知はされるのでしょうか。

○久保田委員長 柳副参事。

○柳保健センター副参事 保健センター、柳です。お答えいたします。市民への周知に関してですけれども、今まで行ってきております高齢者のインフルエンザと同じように、法律で公告をすることという定めがございますので、まずは公告をし、広報、ホームページを掲載し、市内の医療機関へのポスターの掲示というものをいたします。そのお知らせしなければいけない中には、予防接種の種類とか期日、場所、予防接種を受けるに当たって注意することというのを、必ず書かなければいけないということになっておりますので、そちらのほうを入れた形での周知の方法を取ってまいりたいと思います。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 次に、接種実施医療機関ということで、今までの全国対象の場合は様々な医療機関で接種ができました。今回はどのような医療機関でできるのか、その周知方法はどのようにされるのでしょうか。

○久保田委員長 柳副参事。

○柳保健センター副参事 保健センター、柳です。お答えいたします。医療機関につきましては、まだ新型コロナワクチンの実施方法とかワクチンの型とかが全く決まっていない状況ですので、医療機関でやってくださるかどうかを、それが決まりましたから保健センターで調査をかけていくような状況になります。受託の医療機関が決まりましたら、先ほど申し上げました公告の際に医療機関名も入っておりますので、全医療機関県内全て、市民の方にお知らせするような方向で掲示してまいりたいと思います。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○久保田委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 根岸です。私も同じく新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費について、1点だけお伺いします。60歳から64歳で基礎疾患のある市民の接種想定人数というのが、先ほどもあったとおり20人ということで、これまでの感じからするとすごく少ない感触なんですけれども、根拠をお伺いします。

○久保田委員長 柳副参事。

○柳保健センター副参事 保健センター、柳です。根岸委員の質疑にお答えいたします。令和5年まで行ってきました特例臨時接種の場合の基礎疾患の扱いというのが、特例でしたので、慢性の呼吸器、心臓、腎臓、肝臓、糖尿、血液、免疫機能、ステロイドの使用、神経精神、染色体、心身障がい——かなり多岐にわたった疾患で、通院または入院している方というように、幅広く基礎疾患の病気を設けられておりました。また、そのほかに肥満だけでも、病気がなくても基礎疾患として受けるというような形で実施してまいりまして、実際にこちらに登録をしてきた基礎疾患の方が1,799名おりましたが、そのうち今度の定期接種で該当になる方が、60歳から64歳が329名ほど受けております。この今年始まりますB類の定期接種に関しましては、今までの基礎疾患の考え方がなくなりまして、インフルエンザと同じように、心臓、腎臓、呼吸器、自己免疫等で身体障害者1級程度を

有する方で、日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを持つ方ということになっておりまして、対象者のほうは38名、そのうちの約半数の20名程度ということで考えているんですけれども、インフルエンザのほうで受けている方が実際には10名程度ということで実績のほうは確認しております。以上です。

○久保田委員長 最後に、遠山委員。

○遠山委員 遠山です。私は民間保育園運営に要する経費について質疑を行います。まず1点目、これまでの市の方針、第4次計画——整備計画ですよね。市の方針との整合性ということで、まず質疑したいと思います。中央保育所が民営化されまして、この4月、保育園——中央保育園になりました。以前の120名定員を、この4月から90名に定員を下げたということで、変えたばかりなんですけども、今度突如として金澤委員からもありましたけど、今回、定例会前の全協でそういった報告を受けて、えっ、何っていう、びっくりしたというのも正直なところですよ。そういう意味で、これまでの方針との整合性を伺います。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 子育て支援課、三浦でございます。遠山委員の御質疑に答弁いたします。令和6年4月1日から中央保育所が民営化しまして、藤代中央保育園として開園しております。委員おっしゃったとおり、定員120名から30名減少しまして90名ということで。それで、中央保育所のこれまでの在園児の平均ですけども、こちら80人前後で推移しておりまして、定員比にしますと70%前後でございました。また、同じ藤代エリアに久賀保育所ございますけども、そちら定員132名に対して、令和6年5月現在で105名、定員比77%と、藤代エリアにおいては十分な保育の提供ができていると考えております。今回、藤代中央保育園、こちら定員減となりましたけども、民間保育園では定員数を多く設定いたしますと、入所児童1人当たりの給付費の単価、そちらが下がってまいりますので、円滑な運営を支援する理由から実情に合った定員を設定しまして、少人数できめ細やかな質の高い保育を提供してもらうことを考えたところでございます。一方、今回、駅前の保育ということで、こちらに関しましては、市全体から通いやすく、アンケート結果からもニーズの高い取手駅前に保育園を新たに整備することで、保育定員の確保と保護者のニーズに合った保育サービスの提供ができることを期待しているところでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 民間保育園になった以上、やっぱり経営は大事なことで、頑張ってもらいたいというふうに思います。そういう意味では注視していこうと思ってるんですけれども。いろいろな理由があるにしても、第4次計画とは随分相反してきて、突如として保育園を増やすというふうな、そういう理解をした次第です。市民ニーズに応えたということであれば、もうちょっと前から市民ニーズにしっかり応えていくべきだったろうなと振り返っている次第です。

次の2点目なんですけど、子どもにとって大切な保育環境についてということで伺うものなんですけれども、駅前のアトレですとかリボンビルとかにということが一応、案として示されたというところでは、窓はあったかな、庭はどうするんだろうと、まずその環境

が気になったところです。あくまでも子どもの権利、人権が今本当にうたわれている中で、その辺の大切な保育環境、どのように考えているのか伺います。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。駅前保育園の整備ということで、園庭の確保、それと登園時や散歩時の安全性、あと窓はどうかという、これは御心配は当然のことと思います。通勤時に預けられるなど、保護者目線では取手駅前保育園は非常に利便性がありますが、児童目線での保育環境についても重要なことと市では考えております。園庭につきましても、厚生労働省の通知によりまして、屋外遊戯場に代わるべき公園・広場、神社境内などが保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊戯場に代えて差し支えないと、このように規定されております。実際に都市部なんかは公園のないところも——公園を園庭にしている保育所・保育園も多く見られます。公募に当たって、園庭の確保やそこ——移動までの安全性、そちらにつきましてもその事業者にしっかりと対応していただき、審査委員会において認可の際の基準を満たすことはもちろん、児童にとって快適な保育園であることを専門的視点からも審査していただく予定でございます。それと園舎の窓につきましても、こちらにも基準が設けられております。園舎の窓については、太陽からの光を取り入れるために設置が義務づけられており、また高所に設置した場合には、火災など万一の際には排煙ができるような機能が必要とされております。そのため、テナント型施設においてもこの基準に合った改修をしていただき、安全性・快適性についても審査対象としてしっかりと確認して、子どもたちの大切な保育環境を整えてまいりたいと考えております。

○久保田委員長 遠山委員

○遠山委員 三浦課長の丁寧な説明を聞いて、あっ、子どものことを大事に考えてくれるんだなあとというふうには——担当課で、みんなで考えているんだなというところは理解をしたいと思います。そういう話を聞きながらちょっと振り返ったときに、以前——もう健常児であれば走ったり、そういう子が障がいがあって、はいはいというか——はって移動するというお子さんを当時受け入れたときに、部屋からやっぱ外が見えて、自分の意思で庭にはって出ていったという、そういうこともあるんですよ。だからそこまで——大切な発達を促すという意味では、環境を丁寧に考えていってほしいというふうに思っています。以上で終わります。

○久保田委員長 以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ほかの委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。これで議案第54号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第3号）の所管事項についての質疑を打ち切ります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。根岸委員、遠山委員の2人から通告があります。

まず、根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願いいたします。私は公立保育所運営についてお伺いします。まず、公立保育所年度始めの各定員——各保育所の定員に対して、利用人数というのはどのぐらいになってるのでしょうか。100%なのかどうか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 申し訳ございません。今、確認してお答えしたいと思います。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 すみません。では、現在の利用人数に対して、保育士はもちろん確保されている状況ということでしょうか。よろしいんですね。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 子育て支援課、三浦でございます。根岸委員の御質疑に答弁いたします。今回、国の基準のほう——配置基準のほう改正されておりますけれども——改正されましたが、取手市の公立保育園における職員の配置基準については、以前から、改正前の配置基準以上に手厚い基準で運用しております。今年の4月時点でも、定員数に対して配置基準上の保育士確保はできている状況でございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 今現在確保できている状況ということなんですけれども、ですが、随時、保育士募集している状況かと思えます——自転車操業的な感じなのかなと推察するんですけれども、今後の不足する想定というのはあるのでしょうか。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。保育士の募集に関しましては、やはり年度の途中で退職する方もいらっしゃいますし、育休を取ったり療休——療養休暇を取る方などがおりますので、様々な理由によって募集をかけている場合がございます。また、定員に対する配置基準上の保育士数、充足しておりますけれども、発達に課題がある児童、年々増加していることも保育士募集の大きな要因となっております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 では、引き続きよろしくお願いいたします。2つ目なんですけれども、これ公立ではなくて民間の話にちょっとなってしまうのであれなんですけれども、保育士の処遇改善に向けてということで、福祉厚生委員会でもテーマとして取り組んでいこうということで決めておるわけなんですけれども、進捗状況についてちょっとお伺いしたいと思います。3月の委員会の答弁では、周辺首長連名で県知事に要望書を提出したということでしたけれども、その後何か進捗がございましたら御報告お願いいたします。

○久保田委員長 三浦課長。

○三浦子育て支援課長 お答えします。今年度に入りましてからの処遇改善の進捗状況でございますけれども、子育て支援課としましては、今年度中に現在、保育施設に支給している市単独の運営費補助金、そちらを見直しまして、保育士の確保につながる内容に改正し、助成できるよう準備をしているところでございます。現在支給している補助金を見直すこととなりますので、民間保育園や認定こども園などの園長会議などにおいて話し合いを重ね

て、御理解・御了承いただけるよう協議を進めてまいりたいと、現在考えているところがございます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 御苦勞あるかと思えますけれども、是非よろしく願いいたします。以上です。

○久保田委員長 最後に遠山委員。

○遠山委員 遠山です。ちょっと質疑事項が多かったかなと思うので、簡潔にお聞きしたいと思えますので、よろしく願いします。まず介護保険事業について、市内の事業所や——今年度改定されましたんでいろいろとね、そういう意味で、市内の事業所や施設等での現状把握、どのようにされているか報告お願いします。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 高齢福祉課、秋山でございます。市内の介護事業所や介護保険施設の現状の把握ということで御質疑いただきました。答弁いたします。高齢福祉課では、介護保険制度の健全かつ適切な運営を目的としまして、居宅介護支援事業所や認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームなどの地域密着型サービス事業所に対して運営指導を行っております。令和5年度も居宅介護支援事業所5事業所、認知症対応型グループホーム3か所、地域密着型通所介護事業所7事業所の運営状況を確認したところがございます。また、市内の特別養護老人ホームの施設長の会議ですとか、市内で働くケアマネジャーの皆様の連絡会などとも連携しております。引き続き保険者の立場から、事業所施設と適切に関わりを続けてまいりたいと考えております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 つい先日なんですけど、国会のほうで——衆議院厚生労働委員会で、ついこの間6月——6月5日、介護障害福祉事業者の処遇改善に関する決議を全会一致で議決したというんですよ。自分たちというか、国のほうで改定したばかりなんですけれども、4月の実施——4月実施の介護報酬改定で訪問費が引き下げられたのに対し、引下げ撤回と報酬再改定を求める運動が広がったということで、それを受けて異例の決議が国会で行われたというような。そういう今事態になっているということでは、担当課のほうでは各事業所や施設等の把握・連携を取っているということで、私も常々から認識はしているつもりなんですけれども。より丁寧に連携を取っていただきたいというふうに思います。

続いて、認定後の対応というのはどうでしょう、ケアマネが足りない中でどのように行われていますか。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。認定後の対応状況ということでございます。介護認定審査会で要介護1から5と決定された被保険者には、決定通知に、ケアプラン作成事業所を選ぶことが必要なこととお知らせしまして、市内の居宅介護支援事業所一覧の資料を同封して送らせていただいております。また、要支援1または要支援2と決定された被保険者には、介護予防サービスの利用のためには、お住まいの地区の担当する地域包括支援センターへの連絡が必要なこととお知らせしまして、各センターの担当地区の資料を

同封させていただいているところでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 工夫して取り組まれているということで理解します。3点目の課題というか、それに対する取組というのはどうですか、処遇改善に向けての取組。

○久保田委員長 秋山課長。

○秋山高齢福祉課長 お答えいたします。課題ということで広く御質疑をいただいたわけですが、介護保険制度、先ほど遠山委員おっしゃったとおり、今年度4月に介護報酬改定など様々な改定が行われまして、その後、議論がされているところと認識しております。また介護現場における人材不足なども引き続き大きな課題となっております。取手市が介護保険の保険者として可能な部分、また国民的レベルで議論する部分、様々あるかと思いますが、先ほどおっしゃった国での議論についても、保険者としてアンテナを高くして把握してまいりたいと考えております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 保険者としての取手市、期待していきたいと思います。

次の地域福祉計画について、以前も取り上げたんですけども、本当に大いに生かすべき計画だなあというふうに私は思っています。計画の位置づけと、この庁内での位置づけと取組を伺います。

○久保田委員長 根本副参事。

○根本社会福祉課副参事 社会福祉課、根本です。御質疑にお答えいたします。取手市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画でして、位置づけとしては、取手市第六次総合計画を上位計画とし、さらには、福祉に関するほかの分野別計画の上位計画として位置づけられております。委員ご質疑の取組につきましては、基本方針からなる基本施策ごとに今後の取組が示されております。今後は、福祉部各課や社会福祉協議会はもとより、関連団体や市民の方々などとも連携を図りながら、その取組を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 また何年後かに策定し直しますよね、見直しで。その時になって改めて各課で検証というのではなくて、年に1回ぐらいは追っかけていくというか、そういった会議を——協議会を持っていただきたいなというふうに思います。

次に、民生委員についてです。配置状況を——どうでしょう、今年は。

○久保田委員長 根本補佐。

○根本社会福祉課長補佐 社会福祉課の根本でございます。遠山委員の質疑にお答えいたします。配置状況になりますが、民生委員・児童委員の定数は、茨城県の定数条例に定められており、現在192名が定数となっております。この定数に対し、現在、委嘱者は186名であり、欠員6名という状況でございます。欠員地区につきましては、鋭意、後任者の選任に努めているところでございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 で、就任されたときの研修って、どんなふうになってますか。

○久保田委員長 根本補佐。

○根本社会福祉課長補佐 お答えいたします。就任時、委嘱状の交付式の後でございますが、新任民生委員・児童委員の研修を行っております。会長及び地区会長、社会福祉課の職員にて研修を行っております。活動記録など、会長方の助言が必要なところは、御助言をいただきながら行っております。このほか民生委員の全体研修といたしましては、総会の際に行う全体研修会、4つの事項別研修会、高齢福祉・生活保護・障害福祉・児童福祉に分かれて事項別研修会などを行っております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 民生委員の方、それこそ多岐にわたるといえるか、対象者も本当、市民全てと言っていいくらい、独り暮らしはもちろん、全てだと思っていますんで、ワンストップじゃないんだけど、研修も——全ての何かし研修といえるか、サービスなども分かるような研修内容に深めていただきたいというふうに思います。

次の福祉制度の概要冊子ということで上げたんですけど、以前あったんですけど、障害者サービス、子どもに対しても子育て支援サービスとかって、そういう意味で冊子、今ないと思ってるんですけど、その辺どうでしょう、声ありませんか。

○久保田委員長 根本補佐。

○根本社会福祉課長補佐 お答えいたします。現在、委員のおっしゃっている冊子についての配布は行っておりません。現在お渡ししておりますのは、茨城県福祉部より、民生委員児童委員活動の手引きが配布されております。こちら前委員からの引継ぎとなりますので、新任委員につきましては、前委員よりお渡しいただいております。内容につきましては、民生委員法など福祉における関係法などの概要になっております。高齢福祉——また新任研修におきましては、高齢福祉課から高齢者台帳について、社会福祉協議会から生活福祉金貸付制度について、社会福祉課からは民生委員・児童委員が取り扱う庁舎事務作業についての冊子や資料をお渡ししております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろあるんだなあって、改めてお聞きしたわけなんですけれども、民生委員の方が、そうねえ——冊子1冊で大体大まかなあれが分かるようなものがあれば、利用・活用しやすいのかなというふうに思いました。一度投げかけてみてください、いや十分だと言えばそれでいいんですけども、ちょっと以前の概要冊子は参考になったなあというふうに思っていたので取り上げました。

最後、保護司についてです。先日、ほかの自治体ですけれども痛ましい事件が起きてしまいました。

[柴議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○遠山委員 (続) 取手市は藤代庁舎の3階にあって、相談室といえるか事務所も——事務室もすごい和やかな、あったかいムードということで、すぐそこに引き込まれて何度か伺ったところなんですけども、今現在の活動状況——対象とされる方は落ち着いているのか、ちょっとその辺が心配になりまして取り上げました。報告をお願いします。

○久保田委員長 下田次長。

○**下田福祉部次長** 社会福祉課、下田です。お答えいたします。現在、取手支部の保護司さんは23名の方が活動されております。取手市・守谷市・利根町からなる取手地区保護司会に属しまして、活動しているという状況でございます。主に取手地区の所管となるのが水戸保護観察所になりますので、そこと連携をしながら更生・保護、あとは犯罪予防活動などに取り組んでいるというところでございます。委員ご質疑の、その対象者はどれぐらいというところなんですけれども、取手支部長に確認をしましたところ、6月1日現在で取手支部で受け持っている担当者は9名ということで聞いてございます。以上でございます。

○**久保田委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 県のほうからかな、何かちょっとニュースというか、二、三ページの薄いものなんだけれども、ここにも取手と書いてあるように、今、結構落ち着いてるんですよというのは、これ二、三年前の話なんですけど、そういう状況だということでは認識してたんですけど、いつまた何かあるか分からないということでは、役所のほうも連携を取っていただければなというふうに思います。以上で質疑を終わります。

○**久保田委員長** 三浦課長。

○**三浦子育て支援課長** 申し訳ございません。先ほど根岸委員のほうから、保育所の入所率について御質疑いただきましたので、そちらのほうを答弁したいと思います。令和6年6月現在、公立4か所なんですけれども、定員582名に対して入所児童が539名、入所率にしますと93%となっております。以上です。

○**久保田委員長** 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員会での自由討議が必要と思われる議案がある方は、挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**久保田委員長** ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。市長提出議案について、討論がある方は挙手願います。

遠山委員。

○**遠山委員** 日本共産党、遠山智恵子です。反対討論、1点行います。私のほうから、議案第40号です。取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。市内を5つの生活圈域に分け、それぞれの地域内でのあらゆる相談・訪問、そして介護サービスにつなげている地域包括支援センターです。その基準ということなんですけれども、これまでどおり、正規職員であるべきと考える立場です。人材不足というなら、むしろ——処遇改善にしっかり取り組み保障することが、まずやるべきであり、市民にとっても有効であることは、もう言うまでもありません。そういう立場から、議案40号に対して反対を述べておきます。以上です。

○**久保田委員長** 根岸委員。

○**根岸委員** 私は、議案第44号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、

反対の討論をさせていただきます。マイナ保険証の導入には、準備が整っておらず時期尚早であると考え、今規約変更反対をいたします。本市マイナンバーカード保有率は、令和6年4月末現在72.6%ということですが、そのうち先ほども御報告ありましたとおり、国保加入者でマイナ保険証取得者というのは57.2%と伺いました。先ほどの御説明でマイナ保険証を持たない対象者に対して、保険証が手元になく医療が受けられない状況をつくらないための措置というのは講じられているとはいえ、あまりに拙速ではないかと考えます。使い勝手がよいものになれば、おのずと取得率は上がるはずなんですけれども、そうっていない要因があり、一つずつ解消していく必要があると考えております。まず一番大きな課題は、保険証をマイナンバーカードに登載することでカードを持ち歩かざるを得ず、紛失やスキミングなどによる不正使用のおそれが高まることです。医療機関においても、マイナ保険証と従来の保険証、そして来年には資格確認書と3つを併用しなくてはならなくなってしまい、事務処理にかかる負担が目に見えています。国は、マイナ保険証を使用すると、現行保険証や資格確認書を利用する場合より初診料で20円安くなるというように、お金で誘導しています。マイナンバーカード登録にポイントを付与した施策と同様、税金を無駄に投入していると言わざるを得ません。末端利用者の事務負担のことをどう理解しているのかと残念で仕方がありません。よって、今規約変更反対します。以上です。

○久保田委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第40号、取手市地域包括支援センターの運営及び職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第40号は可決されました。

議案第41号、取手市立こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第41号は可決されました。

議案第42号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第42号は可決されました。

議案第44号、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 44 号は可決されました。

議案第 54 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 54 号のうち、当委員会所管事項は可決されました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。執行部の皆様、お疲れさまでした。関係のない職員の皆様は退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 31 分開議

○久保田委員長 再開します。

それでは、令和 6 年度第 1 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題といたします。サイドブックに、意見交換会でいただいた御意見・御要望のうち、当委員会の所管に属するものを掲載しております。5 月 29 日の議会運営委員会における決定事項を申し上げます。各常任委員会における調査方法については、委員会を開催し、執行部に出席していただいて、委員全員で調査を行うことが決定しております。次の委員会の日程については、執行部と調整し、改めて御連絡いたします。

続いて、当委員会の任期中における重点調査テーマ「保育士や保育教諭・幼稚園教諭の処遇改善」についてを議題といたします。今後の調査方法について協議を行いたいと思います。御意見のある委員はおりますか。

杉山副委員長。

○杉山委員 こちらについてなんですが、今後の調査方法についてです。保育士に対する処遇改善についての大枠として、まずは市内幼稚園・保育園・保育所で働いている保育士の方々の御意見を聴くのはどうかと——聴く場である意見交換会を開催するのはどうかと考えております。また当日、誰をどの辺まで呼ぶのか、どのくらいの人数が妥当なのか、意見交換会の内容等、詳細については、今後、当委員会で皆様と決めていくという形で考えておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。保育士との意見交換会を開催することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認めます。保育士との意見交換会開催に向けて、今後委員会を開催し、詳細を協議していきたいと思っております。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで福祉厚生常任委員会を閉会します。

午前 11 時 34 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長

\_\_\_\_\_